	長さ百二十五メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃
（略）	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	

附　則

この省令は、平成三十年九月一日から施行する。

	長さ百二十五メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃
（略）	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	